

議案第 84 号

令和 5 年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度大竹市の漁業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 87,739 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費の補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債の補正」による。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

大竹市長 入 山 欣 郎

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 市債		24,700	3,000	27,700
	1 市債	24,700	3,000	27,700
歳入	合 計	84,739	3,000	87,739

(単位:千円)

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		43,014	3,000	46,014
	1 事業費	43,014	3,000	46,014
歳出	合計	84,739	3,000	87,739

第2表 繰越明許費の補正

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	処理場改良事業	11,000 千円

第3表 地方債の補正

1. 変更

区分	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補正前	管渠施設改良事業	千円 21,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
補正後	〃	24,000			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 市債	24,700	3,000	27,700
歳入	84,739	3,000	87,739
合計			

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				財源			一般財源
				特	定	源	
2 事業費	43,014	3,000	46,014	国県支出金	地方債	その他	
歳出 合計	84,739	3,000	87,739		3,000		

2 歳入

（款）6市債

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 事業債	24,700	3,000	27,700	1 建設改良債	3,000	管渠施設改良事業債	3,000
計	24,700	3,000	27,700				

3 歳 出

( 款 ) 2 事業費

( 項 ) 1 事業費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	補正の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源	内 訳	区 分	金 額		
								国県支出金	
1 施設事業費	43,014	3,000	46,014		3,000		12 委託料	6,000	307 管渠施設等改良事業 委託料 3,000
							14 工事請負費	9,000	脱水機改築実施施設設計業務委託料 6,000 工事請負費 9,000
計	43,014	3,000	46,014		3,000				管渠施設改良工事 5,000 処理場改良工事 14,000